

審議会等の会議の公開について

1 会議の公開の趣旨

県では、各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにし、県政における透明性、公正性の向上を図り、開かれた県政を推進しています。

2 会議の公開基準

会議は原則公開としていますが、第三者の利益又は公益を保護する必要があるなど一定の場合は非公開とすることができます。

【非公開とすることができる場合】

- ① 法令や条例等により非公開とされている場合
- ② 岡山県行政情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報（※）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- ③ 公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力も含め、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるといった支障が生ずることが客観的に明らかである場合

（※）非開示情報：個人に関する情報で公にすることにより個人の権利権益を害するおそれがあるもの、法人等に関する情報で公にすることにより競争上又は事業の運営上などの社会的な地位が損なわれると認められるもの等

3 公開又は非公開の決定

公開するかどうかは、審議会等の独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等に委ねています。

4 公開の方法

公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行っています。

5 会議の開催周知

審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、県のホームページに掲載するなどその周知を図るものとしています。

6 会議資料及び会議録の公開

審議会等は、会議の終了後、審議の状況がわかる議事録等の会議録を速やかに作成し、県のホームページに掲載し、県民が当該会議の結果を知りうるよう努めるものとしています。

岡山県保健医療計画策定協議会 会議傍聴要領（案）

岡山県保健医療計画策定協議会の傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、非開示情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 傍聴人数は10名程度（先着順）としますが、会議室の制約上、傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると議長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食すること。
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること。
- (7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。